

沿岸広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年2月12日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 久慈岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字江川105番3地先から105番11地先まで	新	m 20.0~12.0	m 12.0
	旧	13.0~12.0	12.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成25年2月12日から同年3月12日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 田野畑岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字室場18番79地先から18番114地先まで	新	A m 26.8~6.2	m 1,274.4
		B 65.3~11.6	1,196.0
	旧	A 26.8~6.2	1,274.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成25年2月12日から同年3月12日まで